

財團法人千里文化財團寄附行為

並設立趣意書

設立趣意書

千里を中心とする北摂地域は、申すまでもなく1970年の日本万国博覧会の開催地として、世界の檜舞台となったところでもあります。今日この地は、万国博の大いなる遺産を受け継ぎ、更に大きく飛躍をつづけ、明日のまちづくりに新たな息吹きを与えております。

今やこの地域の様相は当時とは一変し、豊かな自然環境と秀れた地理的条件を活かして、国立民族学博物館をはじめとする特色ある大学、研究機関、文化施設等、高度な教育・文化機能の集積がすすみ、他に類のない国際的、文化的魅力にみちた地域として生まれかわりつつあります。

このような特性と発展の可能性に着目するとき、この地のもつ潜在的エネルギーは、単に大阪ないしは関西の発展にとどまらず、さらには全日本の国際化に重要な役割を担っていくものであるといえましょう。わが国がこれまでの経済大国から文化大国への道を模索しようとしているとき、今こそこの千里・北摂地域のもつ潜在的エネルギーを顕在化させ、大きく開花させるべきであると考えます。

ここに私たちは、すでに蓄積された社会的、文化的資源を活用しつつ、内外の人々との出会いをもたらす国際交流の場や、人々が世界的な文化・学術等に接する機会を創出していくため、新たに「財団法人千里文化財団」を発足させることといたしました。

この法人が来るべき21世紀の旗手として、「千里」の名にふさわしく、気宇壮大な気迫のもとに、地球時代の国際都市としての諸条件をこの地に整備し、それによってわが国の文化開発、さらには国際社会の発展に貢献することをねがうものであります。

財団法人千里文化財団 寄附行為

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人千里文化財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府吹田市千里万博公園 1 番 1 号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、千里を中心とする北摂地域の発展をはかるため、地域の諸機関と連携をはかり、もって地域が直面する諸問題の調査・研究及び関連各種事業を推進し、その成果をひろく内外に普及することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 国立民族学博物館及びその他千里地域の各種機関の活動に対する協力及びその成果の普及
- (2) 各種調査・研究の推進
- (3) 各種事業の企画・運営
- (4) この法人の目的にふさわしい諸活動に対する協力
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(資 産)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第 12 条 理事長は、年度終了後 3 ヶ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役員)

第 14 条 この法人には、役員として、23 人以上、30 人以下の理事及び 2 人の監事を置く。

2 理事のうち 1 人を会長、1 人を理事長、1 人を専務理事、2 人を常務理事とする。

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事は互選により会長、理事長、専務理事各 1 人、及び常務理事 2 人を定めることができる。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第 16 条 会長は、理事会の議長となる。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の事務（以下、会務という。）を総括する。

3 専務理事は、会務を掌り、所属職員を監督する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を処理する。

5 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事が、理事長の職務を代理し、又、理事長の職務をおこなう。

6 監事は、次の職務をおこなう。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときはこれを理事会又は主務官庁に報告すること

(役員任期)

第 17 条 この法人の役員任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務をおこなう。

(役員解任)

第 18 条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 19 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、理事会の定めるところにより報酬を支給することができる。

(理事会)

第 20 条 この法人の業務は理事会で決する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の開催)

第 21 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が、第 16 条第 6 項第 3 号の職務をおこなうため開催を請求したとき

(招 集)

第 22 条 理事会は、理事長が招集する。

ただし、前条第 3 号の場合は監事が招集する。

2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は適宜の方法によることができる。

(定足数)

第 23 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 24 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事中過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。その場合において、前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、出席理事のなかから議長の指名した議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(顧問)

第 27 条 この法人に、会長の委嘱により顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第 28 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、この寄附行為に定めるもののほか、会長が定める。

(寄附行為の変更)

第 29 条 この寄附行為は、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 30 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

雑 則

(委 任)

第 31 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 17 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 59 年 3 月 31 日までとする。

4 この寄附行為は、平成 4 年 7 月 6 日から施行する。

5 この寄附行為は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

6 この寄附行為は、平成 10 年 6 月 18 日から施行する。

7 この寄附行為は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

8 この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。